

1996年3月5日

京都市右京福祉事務所長様

アルコール問題全国市民協会

103 中央区日本橋浜町3-19

ツグ/21ビル2F 03(3249)2551

代表 今成知美



アルコール依存症者の人権問題について申し入れ

1995年10月10日付けの京都新聞の記事により、貴福祉事務所が国勢調査の事務都合上の便宜のため、生活保護世帯の中からアルコール依存症者、暴力団員、精神障害者などを、「ア・ボ・セ・タ」なる記号を使ってリストアップする旨、職員に命じようとしたことが報じられました。結果的には、見識のある貴職員の申し出により未然に防ぐことができたものの、これはアルコール依存症者等に対する重大な人権侵害に至る問題です。当協会でもこのことを重く受け止め、今後このようなことが絶対に起こらないよう強く申し入れるものです。

当アルコール問題全国市民協会は、アルコール依存症をはじめとするアルコールが原因で引き起こされる諸問題の予防に取り組んでいる市民団体です。アルコール依存症は、他の疾病と同じように適切な治療を受けることで、回復・社会復帰が可能な病気です。しかしながら、アルコール依存症者を人格上の欠陥者や社会生活の不適格者と見るような誤解と偏見が根強く、これが病気としての正しい認識や早期治療を妨げる大きな原因の一つとなっています。

今回の「ア・ボ・セ・タ」事件は、こうした社会偏見を後押しするものです。アルコール依存症という病気によって本人が社会生活を送るのが困難になることがあっても、依存症者ということが社会に直接危害を加えるものではありません。依存症者が社会に害を及ぼすかの如くレッテルを貼られるのは、人権侵害以外のなにものでもありません。

アルコール依存症者の早期治療・回復・社会復帰を進めていくには、社会の正しい認識を広めることが必要です。今後、再びこのような事が起こらないように、会員共々監視の目を強化していきたいと思っております。貴事務所におかれましても、慎重なお取り扱いを強く要望いたします。

なお、この「ア・ボ・セ・タ」事件及び本申し入れに対する貴殿のお考えを伺いたく、3月15日（金）までに当協会宛てご回答くださいますようお願いいたします。

以上